

平成 28 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）議事録

1 日 時 平成 28 年 8 月 25 日（木）18：30～ ： 20：51

2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階 第一委員会室

3 出 席 阿部委員，大坂委員，市川委員，桔梗委員，久保野委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，杉委員，鈴木（清）委員，高羽委員，中嶋委員，中村（祥）委員，松本委員，目黒委員，諸橋委員

※欠席：岩館委員，川村委員，鈴木（直）委員

[事務局]村上健康福祉部長，高橋障害企画課長，小野障害者支援課長，金子障害者総合支援センター所長，佐々木北部発達相談支援センター所長，矢本精神保健福祉総合センター管理係長（所長代理），伊藤青葉区障害高齢課長，阿部宮城野区障害高齢課長，伊藤若林区障害高齢課長，伊藤秋保総合支所保健福祉課長，小幡企画係長，齋藤主幹兼サービス管理係長，都丸主幹兼地域生活支援係長，高橋障害保健係長，天野施設支援係長，中川指導係長，五十嵐主査，佐藤主任，太田主事，近藤（佑）主事，近藤（芳）主事，佐藤主事，玉川主事

ほか傍聴者 6 名

4 内 容

（1）開 会

（2）会長挨拶

会 長 皆さん，おばんです。

本日は 28 年度の第 2 回会議でございまして，様々なこれまでの計画に関するモニタリングと，それらを踏まえて平成 30 年からの計画策定へつなぐ大事な時間だと思えます。資料の厚さから見ても，大きな役割がある第 2 回会議だと思えます。

また，先月 26 日に相模原市の障害者支援施設，津久井やまゆり園においてとても痛ましい事件が起きました。本当にこれは許せない事件でございます。この事件によりお亡くなりになった方は 19 人に及び，そのほかにも多数の方が重軽傷を負っておられます。会議に先立ちまして，このときに犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表し，黙禱をささげたいと思えますが，皆様いかがでしょうか。

それでは事務局，よろしく申し上げます。

事 務 局 それでは皆様，ご起立願います。

(小幡係長) 黙禱。

（黙 禱）

お直りください。

ありがとうございました。

（3）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より松本委員の指名があり、承諾を得た。

（4）議 事

（1）仙台市における障害関係統計値の推移について

会 長 本日の議事につきまして、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 4 条第 1 項に基づき公開いたします。

では、お手元の次第 4 の議事に入ります。

最初に（1）仙台市における障害関係統計値の推移について、事務局より説明願います。

事 務 局 皆さん、こんばんは。障害企画課長の高橋でございます。

(高橋課長) 私からは、(1)仙台市における障害関係統計値の推移についてご説明いたします。

このデータにつきましては、毎年ご報告しているものでございますけれども、資料 1 をご覧いただきたいと思えます。

1 番、障害者手帳所持者数の推移でございます。27 年度末時点の総数は 47,854 人でございます。厳密に言いますと、例えば身体の手帳と療育の手帳を両方持っている方など、お一人で複数持っていられらる方もおられますので、実際的人数はもう少し少ないのかもしれないんですけれども、人口比率を見ますと 4.5%を占めるというような状況になっております。18 年度からの増加率を見ますと、1 年当たり 2.8%の増ということになっております。

ページをめくっていただきまして、2 番、身体障害者手帳所持者数の年齢構成比でございます。65 歳以上の所持者の比率が増加しておりまして、27 年度末には 67.1%ということになっております。

年齢別の人数の推移を示したものが 3 番の表でございます。合計の数が 1 ページのグラフと若干違っているところがございますが、これはデータの抽出の時点によって転出、転入の数の影響を受けているためです。

対前年比につきましては、表の一番下の行をご覧いただきたいと思えますけれども、25 年度から 26 年度の間では 0.8%、26 年度と 27 年度の間では 0.6%ということで、伸び自体はとまりつつあるというような状況でございます。

次のページにまいりまして、4 番、療育手帳所持者数の年齢構成比でございます。18 歳から 29 歳、40 歳から 49 歳の所持者数の増加がほかの年齢層よりも大きく、年齢構成比に占める割合が拡大しているところでございます。

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

5 番は人数の推移でございますが、これも療育手帳については 18 歳未満、18 歳から 29 歳までの所持者数が多く、最も増加している年齢区分は 40 歳から 49 歳の方となっております。また、全体の手帳所持者数の対前年比については、だんだん減少しつつありますけれども、大体 3%から 4%というようなところでございます。

またページをおめくりいただきます。

6 番、精神保健福祉手帳所持者数の年齢構成比でございます。40 歳から 49 歳までの所持者数の増加が大きく、年齢構成比に占める割合も拡大しております。各年度で 40 歳から 49 歳のところが大きくなっているんですが、これは人口自体が大きいというか、ベビーブーマーのお子さんたちなので人口的にも大きく、どうしても大きくなるものと思います。

7 番の所持者数の推移を見ましても、40 歳から 49 歳までの年代の人数、それから増加率が大きくなっております。また、精神については全ての年齢区分で 5%以上の増加率を示しております、ほかの手帳に比べても手帳を所持する方が増えている状況でございます。

次は、8 番、難病認定者等の数の推移でございます。特定疾患につきましては、難病法の成立により特定疾患 56 から 27 年の 1 月には 110、27 年 7 月には 306 に増えております。26 年度のところで、認定者数が減っているようなグラフになっておりますけれども、これは 25 年度までは疾患ごとの認定件数でして、お一人で 2 つとか 3 つとか病気のある方については延べで数えておりましたが、26 年度以降は実人数で数えるように変更があり、このようなグラフになっております。

9 番の障害福祉サービス利用者数の推移につきましては、これは 3 月末の延べ利用者数で、児童は入っていない数字でございますが、27 年度については 8,883 人、前年比で 368 人の増、4.3%の増加率ということになっております。

またページをめくっていただきまして、10 番、特別支援学級在籍児童数の推移でございます。これは市立小学校に在籍する 1 年生から 6 年生までの児童の数でございます。全体の児童数は棒グラフで出ているところで、年々減少しているんですけども、特別支援学級に在籍する児童数を、折れ線グラフで示していますが増加傾向にあります。

それから 11 番、特別支援学校卒業生数と進路の推移でございます。これは仙台市にお住まいで、鶴ヶ谷、それから光明支援学校など県立の特別支援学校の高等部を卒業された方の数の推移でございます。卒業生数は年々増加しております、卒業後の進路としては障害福祉サービス事業所を選択している方が増えているという状況になってございます。

資料 1 の説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま次第の 4 の議事（1）について事務局より説明がありました。委員の皆様

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

様から確認や質問がありましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
目黒委員，お願いします。

目黒委員 宮城県自閉症協会の目黒です。

6 ページの 5 番の療育手帳所持者数の年齢別推移のところですが，40 歳から 49 歳が増えております。これは何か理由があるのでしょうか。

会 長 事務局より，お願いします。

事務局 (高橋課長) この点については，推測になってしまうのですが，下の年齢からどんどん上がってきているのだと思います。49 歳より若い方と，それより上の年齢の方では，圧倒的に療育手帳を持っているかどうかというところで数字に差が出ていると思うのですが，50 歳以上の方で療育手帳を取った方は，今の若いお子さんたちと比べるとひょっとしたら少なかったのかなというような気がします。今のお子さんたちは，支援が必要な方については積極的に療育手帳をとって，福祉のサービスも利用しながら生きていくことを選択している方が多いのかなというような気がいたします。

会 長 目黒委員，いかがでしょうか。

目黒委員 40 歳代になってから療育手帳をとった人が増えているということではないということですか。

事務局 (高橋課長) そういうことではないのではないかと考えております。

会 長 成人になるころに，福祉サービスを利用しようとする人たちが増えたのではないかとということですね。

目黒委員 わかりました。

会 長 次に，佐々木委員よりお願いします。

佐々木委員 七夕の佐々木です。

私も，あくまで私が相談を受けているの主観なのですが，就労支援をしていたときも，今よりそいホットラインで相談を受けているときも 20 代，30 代，何とか自分で職につこうと思って頑張っている人が，何度も何度も職場でうまく人間関係をつくれなかったり，作業がうまくできなかったり，失敗を繰り返す中で，やっと障害福祉分野につながってくる場合があります。もともと療育の部分で課題があった

のではないかとということを支援者に言ってもらって、初めて手帳というところにつながる方が、40 代以降の方に多いように思います。福祉サービスを使うときに、やはり手帳の所持が必要になってくるので、それも関係しているのではないのでしょうか。生きづらさを感じていて、改めて今後どのように生きていくかを考えたときに、やっと障害福祉分野につながってくる方がいるようです。何度も傷ついて、大変な体験をしていらっしゃる方が、40 歳から 49 歳までの間に手帳をとられるということも多いように感じます。

会 長 ありがとうございます。佐々木委員のご意見は、目黒委員の質問に関連してということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。
そのほかに何かございますか。お願いします、久保野委員。

久保野委員 東北大学の久保野と申します。
11 番についての質問ですが、これは 10 番とのつながりのデータということで、小学校を卒業した後の進路を指しているのでしょうか。
また、就職に比べて障害福祉サービス事業所への進路選択者が増加しているということについて、事情や原因が分かりましたら教えていただければと思います。

会 長 それでは事務局よりお願いします。

事 務 局 障害企画課、高橋です。
(高橋課長) これは高等部を卒業された方についてですね。
また、なぜ障害福祉サービス事業所への進路の選択が増えているかという、やはり資源が整ってきて、増えてきたことのあらわれなのかなと思います。

会 長 久保野委員、よろしいでしょうか。
市川委員、お願いします。

市 川 委 員 共生福祉会の市川でございます。
今の 11 番に関連してですが、障害福祉サービスの利用者の中で、どの事業が一番多いか教えていただけないでしょうか。一般就労できなかった方について、就労移行支援サービスを使うように誘導しているところもあるので、実際はどうか興味があります。いかがでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事 務 局 障害者支援課の小野でございます。
(小野課長) どの事業サービスを利用されている方が多いかということにつきましては、就

労系のところが多く、その中でも B 型が多いです。そのほかにも、A 型の方は就職のカテゴリーに入っていますし、他には生活介護や就労移行支援が多くなっており
ます。

会 長 ありがとうございます。A 型を利用する方は就職に入っているということですね。他には B 型や生活介護が多いということでした。よろしいでしょうか、市川委員。ありがとうございます。

そのほか、委員の皆さん、(1)の部分での確認やご意見はございませんか。では、次に進めさせていただきます。

(2) 障害者保健福祉計画に係るモニタリング（監視）の結果について

会 長 次に、議事の(2)でございます。障害者保健福祉計画に係るモニタリング（監視）の結果についてということで、事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、障害者保健福祉計画に係るモニタリング、27 年度事業の実施状況についてご説明をいたします。

(高橋課長)

まず、今日この計画をお配りしておりますのでご覧いただきたいと思うのですが、2 ページを開いていただきたいと思います。

(2) 仙台市障害者保健福祉計画と第 4 期計画についてのところ、下に図がございますが、本市の障害者の計画につきましては障害者基本法に基づいて策定する総合的な計画である仙台市障害者保健福祉計画と、障害者総合支援法に基づくサービスについてサービスの供給量を確保するための計画である第 4 期障害福祉計画の 2 本立てで作成しております。障害福祉計画は、障害者保健福祉計画の障害福祉サービスに関する実施計画的な位置づけになっております。

続いて、32 ページを開いていただきたいと思います。

障害者保健福祉計画につきましては、「共生の都」・「共生する社会」という基本理念のもと、ここに載っている 1 番から 5 番までの基本方針に沿って施策を体系的に整理するということと、さらに緊急に取り組むべき施策や重点的に取り組むべき課題について対応するために、33 ページの下のほうにありますように 5 つの重点プロジェクトを定めて取り組んできたところでございます。

8 ページをめくっていただきたいのですが、第 4 期の障害福祉計画では、ここに挙げています 6 つの到達目標をそれぞれ定めるということと、それから 9 ページの下、2 番にありますように、4 期の計画期間において重点的に取り組む事業を 6 つ掲げて取り組んできているところでございます。

資料があちこち行って申しわけないのですが、資料 2 をお手元に置いていただきたいと思うのですが、この資料につきましては今ご説明しました基本方針ごとに事業の実施をまとめています。重点プロジェクトにつきましては、この表に担当課と書いてありますが、その担当課の隣の欄に二重丸をつけております。

それから、障害福祉計画による事業の実施状況につきましては、資料 4、A 4 横の表でございますが、ここに挙げてあります。

非常に量が多いので、一つ一つご説明はいたしませんけれども、先ほど申し上げました到達目標や重点事業に位置づけた事業をピックアップしてご説明をしていきたいと思っております。

それでは、資料 3 をご覧いただきたいと思っております。

1 枚目は到達目標に関する資料で、1 つ目は施設入所者の地域生活への移行者数について、29 年度末までに 25 年度の状態から 45 人の方を地域移行させることを目指すことを掲げておりますが、昨年度につきましてはグループホーム、それから家庭への移行などにより、7 名の方が移行しています。

それから、施設入所者の数につきましては、29 年度末時点の入所者数を 25 年度と比べて 20 人少なくするという目標ですが、実績は 549 名ということで、11 名の方がグループホーム等ほかの施設や家庭への移行している状況でございます。

それから、福祉施設から一般就労への移行者数でございますが、200 人の移行を目指す目標を掲げておりますけれども、27 年度の実績については 170 人ということで、これについては就労支援センター等で意欲的に取り組み、過去最高の実績を記録したところでございますが、さらに計画の目標達成のために取り組みを進めていきたいと考えてございます。

それから 4 番目、就労移行支援事業の利用者数でございますけれども、29 年度末において 370 名、25 年度よりも 10% 増を目指すことを掲げておりますが、27 年度については 281 名であり、移行支援事業所の確保に努めたところですが、事業所数がほぼ横ばいで、その結果少し減った状況になっております。

それから 5 番目、就労移行支援事業所ごとの就労移行率でございますが、29 年度末までに就労移行率が 30% 以上の事業所を半分以上にすることを目指しておりますが、27 年度については 38.7% ということになっております。30% 以上を達成した事業者の数自体は 12 事業所ということで、見込みは達成しておりますが、新しく立ち上げた事業所がございまして、母数が大きくなってしまったので目標を若干下回っているということでございます。

それから 6 番目、地域生活支援拠点については、整備の必要性についての検討を進めることを目標に掲げておりますけれども、自立支援協議会の部会として地域生活支援拠点を検討する部会を設けまして、検討いたしました。

それでは、資料をおめくりいただきまして、重点事業でございます。

グループホームの設置促進については、1 年ごとに 100 人ずつの利用者増を図るということで目標を立てるとともに、医療的ケアが必要な方のモデル事業を実施するとともに、強度行動障害者向けのグループホームについても検討をするという目標を掲げております。

グループホームの整備促進事業の補助金については、上限額が 100 万円だったところ 150 万円にまで拡充し、新規開設をテーマとした研修会をするなどの取り組み

を進めたのですが、100 名には若干及ばず、76 名の定員増ということになっております。

それから、医療的ケアが必要な方のグループホームのモデル事業につきましては、現在取り組んでいるところでございまして、事業化に向けた検討を進めております。

それから、強度行動障害者向けのグループホームについても、企業の支援をされている事業者と意見交換を行い、検討を進めているところでございます。

それから、2 つ目として生活介護事業所、先ほど特別支援学校を卒業した方の進路のお話がありましたけれども、生活介護事業所を受け皿として 2 年に 1 カ所増設するよう計画的に取り組んできているところでございます。27 年度につきましては 1 カ所新設し、サービス利用料は見込み量を上回ることになりました。

それから、児童発達支援事業の充実ということで、定員の増を計画の中で目標としたのですが、仙台市サンホームの改築工事を行いまして、定員を 20 名から 30 名に増やして対応の枠を広げました。

4 つ目、障害者家族支援等推進事業、レスパイトの事業でございますけれども、27 年度に 1 カ所新設いたしました。サービス利用実績としては 26 年度の実績に比べて少し減っている状態になっております。

それから、就労支援体制の推進ということで、就労移行率が 30%である事業所の比率を 40%にすることを目標としていたところ、38.7%となり、目標までもう少しとなっております。

それから、雇用企業数につきましては 1 カ所ということでございますが、ここについては国の緊急雇用を利用してジョブコーチの養成をするなど、今後、よりもっと積極的に取り組むということにしております。

それから、相談支援体制の充実ということで、区ごとに自立支援協議会を設置するというようにしておりますが、これは昨年度、各区ごとに協議会を設置して、相談支援体制の充実を図ったところでございます。

次に、第 4 期仙台市障害福祉計画における主な実績の概要を資料 5 でご説明いたしますので、ご準備をお願いしたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、まず居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援と、居宅介護支援の事業でございます。

サービスの利用については、27 年度実績は 55,388 時間分ということですが、見込みからはやや下回っている状況でございます。

それから、下に行きまして一月当たりの利用者数でございますけれども、1,899 人を見込んでいたところですが、1,690 人ということで、見込みを若干下回っている状況でございます。

それから、次のページにまいりまして、お一人当たり 29.6 時間の利用を見込んでおりましたが、実績としては 32.8 時間ということで、1 人当たりの利用時間としては多くなっている状況でございます。

ページをめくっていただきまして、生活介護でございます。一月当たりの利用実

績は 35,324 人ということでございますが、ここは見込みを上回っておりまして、増加をしているところでございます。利用者数については、見込みをやや上回っているというような状況でございます。また、1 人当たりの利用日数については、1 人一月当たり 19 日と見込んでおりましたが、実績は 20 日となりました。

ページをおめくりください。

次に、就労移行支援でございます。

見込みは 5,265 人でしたが、実績は 4,501 人で、見込みを下回っております。

一月当たりの利用者数につきましても、288 人と見込みを下回りました。

1 人当たりの利用日数につきましては、見込みを上回って 15.6 日でした。

またページをめくっていただきます。

就労継続支援 A 型でございます。

一月当たりのサービス量については、見込みの 7,182 人を上回って 7,271 人。一月当たりの利用される数につきましては、見込みをやや下回り、356 人。お一人当たりの利用日数につきましては 20.4 人と、見込みを上回りました。

ページをめくっていただきまして、就労継続支援 B 型でございます。

こちらは見込みを上回り、実績が 28,249 人。一月当たりの利用人数は 1,646 人と利用者数の増加が著しい状況になっております。それから、お一人の一月当たりの利用日数については、見込みとほぼ一致している状況でございます。

またページをめくっていただきまして、短期入所、ショートステイでございます。

利用の実績は、見込みは 1,589 人でしたが、やや見込みを下回って 1,551 人日分/月です。一月当たりの利用人数については、見込みを上回る 284 人。それから、利用日数については見込みを下回る 5.5 日でした。

ページをめくっていただいて、共同生活援助、グループホームでございます。これは先ほどのご報告でもありましたけれども、見込みには若干到達していない状況でございます。

それから、施設入所支援につきましては、見込みどおりの数字です。

また、計画相談支援につきましては、見込みよりも大幅に増えている状況でございます。

ページをめくっていただきまして、放課後等デイサービスはサービス量は見込みを大幅に上回る 13,769 人日分となっておりますが、利用人数は見込みをやや下回っている状況でございます。それから、お一人一月当たりの利用日数については見込みよりも多い 10.9 日となっております。

その後ろが、参考ということで、計画相談の利用決定を受けている方の推移をお示ししてございます。数については、後ろの表のほうをご覧くださいのほうが分かりやすいかなと思いますけれども、プランをつくっておられる方は全体の 95.9% ということでございますが、そのうち計画相談ということで、相談支援事業所で計画をつくっていただいている方が 2,854 人、あとセルフプラン、ご自分でプランをつくっておられる方が 3,338 人ということでございます。計画相談事業所に頼んでつ

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

くっていただいている方が 41.4%ということになってございます。

以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

ただいま事務局より、次第の 4 の議事（2）について説明がありました。皆様から確認、ご意見、ご質問などございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。白江委員、お願いします。

白 江 委 員

難病相談支援センターの白江と申します。

もしお手元にデータがあればですが、居宅介護の最大支給量、最も多い時間支給されている方はどれぐらいの時間をとられているかを教えていただけませんか。

事 務 局

支援課の小野です。

（小野課長）

今手元にデータがないので、今すぐに一番多い人がどのぐらいの時間数使っているかというのはお答えできませんが、後で改めてお伝えしたいと思います。

白 江 委 員

よろしくお願いします。

会 長

よろしいですか。ありがとうございます。

委員の皆様、いかがでしょうか。中村委員、お願いします。

中 村 委 員

グループゆうの中村です。

児童発達支援事業の充実について、事業概要ではサンホームの改築工事で約 10 名の受け入れ枠の拡大とされています。しかし、児童発達支援事業と銘打った場合、例えば放課後等デイサービス等の多機能型や、児童発達支援事業だけの事業所もあります。児童発達支援事業という枠組みではもう少し受け入れ枠が拡大したのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

会 長

事務局、お願いします。

事 務 局

支援課の小野です。

（小野課長）

指標のとり方について、おっしゃるように児童発達支援事業は、放課後等デイサービスなどの事業も含みます。ただ、ここでは障害児の通所施設の利用者の数を指標にさせていただいております。もし放課後等デイサービスについての数を含めるならば、先ほど資料 5 の 10 番で放課後等デイサービスの利用量が出ておりますので、そちらを加えることとなります。

会 長

中村委員、お願いします。

中 村 委 員 現在の書き方では、10 名しかてこ入れしなかったのかというように見えてしま
ますが、実際はもっと受け入れ枠が増えているのではないかと思ったものだから、
お尋ねしました。

会 長 ありがとうございます。事務局、お願いします。

事 務 局 実際放課後等デイサービスの事業所というのは年々増加していまして、確か去年
(小野課長) だと 20 事業所ぐらいだったと思いますが、定員 10 名だとして 20 事業所とすると、
200 人分の利用ぐらいは放課後等デイサービスとして増えているということになり
ます。

会 長 中村委員、いかがでしょうか。

中 村 委 員 児童発達支援事業の場合は、多機能型で行っている事業所だけだと思います。そ
れがどのくらい増えているかについては、おそらく相当増えているのではないかと
感じるのをお尋ねしたのですが、この点についてはあまりこだわりません。

会 長 ありがとうございます。
そのほかに何かございますか。白江委員、お願いします。

白 江 委 員 障害者手帳の所持者数について年齢別の表がありましたが、障害福祉サービスか
ら介護保険に移行された方の数は分かりますか。

会 長 事務局、お願いします。

事 務 局 支援課の小野です。
(小野課長) 65 歳以上の方で、65 歳未満のときに障害福祉サービスを利用されていて、65 歳
になって障害福祉サービスではなくて介護保険に移行された方ということですよ
ね。定かではありませんが、10 名を超えてはいないと思います。ご承知のとおり、
介護保険のサービスで賄えない部分の上乗せ部分は障害のサービスが使えますし、
介護保険になくて障害のサービスにあるものについてはまた別途使えるようになっ
ているので、ほとんどの方は介護保険に移ったことによって給付量が制限されてい
るというようなことはないかと認識しております。

会 長 よろしいですか。ありがとうございます。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。では、市川委員、松本委員、目黒
委員の順番でよろしいでしょうか。

では、市川委員。

市川委員

共生福祉会の市川でございます。

資料 3 の 1 枚目の 3 番について、確認のためにご質問させていただきます。

表題が「福祉施設から一般就労への移行者数」と書いてありますが、この福祉施設とはどのような意味でしょうか。どの障害福祉サービス事業から移行されたのでしょうか。

また、一般就労に 170 人就職されたということは過去最高だとおっしゃられていましたが、次のページの 5 番にある通り、雇用してくれる企業は計画に対して 1 カ所しか増えておりません。これは、今まで雇用したことがない企業が一つ増えて、一般就労した人たちの多くは今まで障害者を雇用していた事業所に就職されたという意味なのでしょうか。

会 長

事務局、お願いします。

事務局

支援課の小野です。

(小野課長)

3 番の福祉施設から一般就労への移行は、移行支援事業所を利用されている方の中から一般就労をされた方ということで、その合計が 27 年度の実績だと 170 人で、過去の中では一番多かったということです。

それから、5 番目の就労支援体制の充実は、1 企業ということですが、ここは就労支援センターのジョブコーチの養成による支援事業実績として 1 社と計上させていただいているので、少し分かりづらいと思うのですが、ジョブコーチの支援により採用した企業が 1 社あったということでございます。

会 長

市川委員、よろしいでしょうか。

諸橋委員

今の回答ですか、福祉サービスの事業所全般を指して福祉施設だと思えますので、B 型など他の事業所も含めており、移行支援事業所だけではないのではないかと思います。いかがでしょうか。

会 長

事務局、お願いします。

事務局

支援課の小野です。

(小野課長)

申し訳ありません。福祉施設の中には、移行支援事業所の他に就労継続の A 型や B 型の事業所なども含まれています。

会 長

よろしいですか、諸橋委員。

では、先ほど手を挙げていただいた順番にいたします。まず松本委員、次に目黒

委員になります。それでは、松本委員からお願いします。

松本委員 仙台つるがや福祉会の松本でございます。

資料 5 の参考に挙げていただいている計画相談支援決定者数の推移についてお尋ねします。例えば 27 年度については、計画相談支援決定者数が 2,854 人で、セルフプラン利用者数が 3,338 人となっており、セルフプランの利用者が多い状況です。私どもでも計画相談支援をさせていただいていますが、27 年度、28 年度頃の傾向として、依頼がとて多くなっています。その依頼の中には、個人で依頼される方もいらっしゃるし、計画相談をしているけれども閉鎖したいのでお願いできないかという依頼もありました。そういう方たちをすべて受け入れることはできませんし、ほかの相談支援事業所の方たちも非常に多忙な状態です。ただ、自分のところでも受けることができないのでお断りした方が何人もいらして、どうされているのかと思うのですが、おそらく計画相談支援が得られなければセルフプランでサービスを受けられるようになっているのかなと考えておりました。27 年度のセルフプラン利用者の 3,338 名の方はどういう方なのか、もし分かれば教えていただきたいと思えます。

会長 事務局、お願いします。

事務局 支援課の小野です。

(小野課長)

国の指導では、26 年度までアセスメントというか計画プラン作成の猶予期間があり、27 年度については緊急避難措置ということで、まだ計画相談のほうに移行できない方についてはやむを得ないという取り扱いになっていました。松本委員がおっしゃるように計画相談事業所がなかなか思うように増えていない状況の中で、委託相談事業所に計画相談の依頼が増えていますので、委託相談事業所の業務が少し過剰気味になっているのは認識をしております。今後計画相談事業所を増やしていくような方策を考えていかなければいけないというところがございます。

セルフプランの人がどうであるかについては、人それぞれプランの中身が、複雑な方もいれば単一のサービスを使っているような方もいらっしゃいますので、セルフプランがだめだということではなくて、同意があって、きちんとサービスが提供されているということであればセルフプランもやむを得ないのではないかというふうに考えます。ただ、あるべき姿としてはきちんとアセスメントがされて、必要なサービスが提供されるべきなので、今後計画相談の事業所を増やすための方法を考えてまいりたいと思えます。

会長 ありがとうございます。

セルフプランが必要な方ももちろんいらっしゃいますが、計画相談支援事業所が足りないことも事実であり、計画相談支援事業所の数の充実も含めてこれからより

しっかり取り組むことが望ましいということでした。松本委員，ありがとうございました。

次は目黒委員，お願いします。

目黒委員 宮城県自閉症協会の目黒です。

資料 5 の 1 番では，居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者包括支援がすべてひとつの項目に入っています。しかしこれらのサービスは非常に重要で，人の生死に関わる内容であり，それぞれ別個のサービスなので，それぞれのサービスの実績が見込みと比べてどうなのかを比較していただければよかったですと思います。例えば行動援護では，使いたくても受け入れてくれる事業所がないという話をよく聞きます。それは門は広げているけれども，受け入れてくれる先がないからか，単に必要なからなのか，様々な理由があると思います。ただ，次のページを見ると，1 人当たりの利用時間は多くなっているのでも，やはりサービスが使いにくいのではないかと感じます。また，放課後等デイサービスについては，利用者の増加が著しいのですが，これはやはり気楽に使えますし，楽しいから利用が増えるのではないのでしょうか。以上です。

会長 ありがとうございます。事務局，お願いします。サービスのそれぞれについて数値を出してほしかったとの意見でしたが，いかがでしょうか。

事務局 支援課の小野です。

（小野課長）

数値の取り方についてはそれぞれの数値を取った上で積み上げですが，指標として一緒の表記になっているので，申しわけありません，今回はこのような表記になってございます。行動援護のところはどうかというところは，放課後等デイサービスと比べてお話をいただきましたが，国の報酬単価の関係や事業所さんの数もありまして，なかなか使いづらい実態は個別にはあるのかなと思います。そういった場合については，区役所などにご相談いただければ，実態を把握した上で調整をさせていただきますので，よろしく願いいたします。

会長 目黒委員，よろしいでしょうか。ありがとうございます。

その他について，委員の皆様いかがでしょうか。坂井委員，お願いします。

坂井委員 エイジェックフレンドリー仙台の坂井です。

資料 2 についてお尋ねいたします。3 ページ目，13 番，相談支援事業の実施について，訪問が 26 年が 3,858 件，27 年が 2,879 件と減っていて，来所と電話の件数も減っていますが，何か理由があるのでしょうか。お願いします。

会長 事務局，お願いします。

- 事務局
（小野課長） 支援課の小野です。
26 年度と 27 年度を比較して、委託相談事業所でのそれぞれ訪問、来所、電話の件数が減っているということですよ。これは先ほどお話がありましたけれども、本来委託相談の業務と計画相談の業務は違うのですが、委託相談事業所では計画相談の指定を受けているということが要件になっておりますので、その結果、計画相談事業所が増えないために委託相談事業所に計画相談の依頼がいつてしまうと、こういったところの件数、委託相談の業務のところ十分に手が回らない状況もあり、計画相談のほうに業務の時間をとられているというところの影響もあるかと思えます。こちらの件数は延べ件数で、実人員ではないので、同じ方が何回も電話をされることがあります。よって、必ずしも減ったので実人員が減っているということは言えないかと思うのですが、結果として延べ件数は減ってしまっているというところでございます。
- 会長 ありがとうございます。坂井委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、ほかにご意見やご質問等がありますでしょうか。佐々木委員、お願いします。
- 佐々木委員 七夕の佐々木です。
資料 3 の 2 ページ目の 5 番、「就労支援体制の推進」の概要について、「一般就労への移行を促進するための支援力を強化します」という部分に関連する内容です。一般就労を目指してサポートをするときに、企業に安心して障害者雇用をしていただくための生活支援が充実したほうがよいのではないかと思います。もし何かあったときはここに相談できるという生活支援を、移行支援事業所が実施したり、ハローワークに相談する仕組みがあればよいのではと思います。保健福祉圏域には「なかぼつ」と呼ばれる就業生活支援センターが必ず 1 カ所ありますが、何か就労に関わる生活について困ったことがあれば私たちがサポートしますという案内をすることで、企業に安心していただき、就職させていただくことが多くなっています。ただ、仙台市の場合、仙台市就労支援センターは就労支援はしますが、生活支援まではなかなかできておらず、就労支援をされている方々にしばしば仙台市の場合はどうすればいいのかと言われております。私としては、5 区にある障害者福祉センターなどを活用させていただいておりましたが、生活支援の枠組みについて確認をさせていただければと思います。
- 会長 事務局、お願いします。
- 事務局
（小野課長） 支援課の小野です。
確かになかぼつセンターは仙台市にはなくて、仙台市はそのかわりに就労支援セ

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

ンターを設置しております。おっしゃるような定着支援という部分についてはジョブコーチを今年から 1 人増員をしておりますので、その中で就労支援センターだけではなくて移行支援事業所のほうにもアフターケアというところで一緒に今動くような取り組みを進めさせていただいています。委託相談事業所のところはなかなか忙しいというお話を先ほどもさせていただいたので、就労支援センターにまずお話をさせていただいて、そこからどういう動きをされるかについては、移行支援事業所との定期的な連絡会議もやっておりますので、今日いただいた意見のところはちよっと内部でもお話をさせていただきます。

会 長 佐々木委員、お願いします。

佐々木委員 移行支援事業所も生活支援まではなかなかアフターフォローとしてできていないと思います。仙台市は就業と生活の両側面からサポートする「なかぼつ」がないことで、困っている状況があると思いますので、今後の計画の中で、生活支援を仙台市就労支援センターと区のだこかの団体が連携してやっていければと思います。就労移行支援事業所が生活支援まで行うことは厳しいと思うので、生活支援をしてくださるポジションをはっきりしていただければと思います。

会 長 事務局、お願いします。

事 務 局 ご意見を頂戴いたしましたので、実態を確認の上、対応させていただきます。
(小野課長)

会 長 ありがとうございます。
そのほか、ご意見やご質問等ございますでしょうか。黒瀧委員、お願いします。

黒 瀧 委 員 みどり会の黒瀧と申します。

資料 2 の 1 ページ目、4 番目と 5 番目の普及啓発の事業についてですが、理解促進という意味では、すごくうれしいことです。ただ現実には、ハンドブックなどを仙台市でたくさん作っていただいておりますが、それをまだ知らない、区役所の窓口に行っても分からない方がまだまだいらっしゃいます。ハンドブックなどは窓口の目立つところに置いていただけたらと思っています。今まで障害についての相互理解について様々力を入れていただいて、ありがとうございます。

会 長 お話いただいた取り組みは非常に大事だと思います。せっかくいいものができるも、それが必要な方にお渡しできる環境がないのではないかという黒瀧委員のご意見については、十分な普及啓発に努めるということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにご意見，ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(3) 仙台市障害者等保健福祉基礎調査の調査項目について

会 長 では，続きまして議事の（3）仙台市障害者等保健福祉基礎調査の調査項目について，事務局より説明願います。

事 務 局 障害企画課，高橋です。

(高橋課長)

（3）仙台市障害者等保健福祉基礎調査の調査項目についてご説明をいたします。

現在の障害者保健福祉計画並びに第 4 期障害福祉計画の対象期間は平成 29 年度までとなっております。来年度には新しい計画をつくる検討に入る必要がございます。これを踏まえまして，今年度は市内に在住する障害児者等の実態や保健福祉サービスの利用動向，利用の意向などを調査したいというふうに考えておりました。本日は委員の皆様から調査項目等についてご意見を頂戴したいと思っておりますので，よろしく願いいたします。

初めに，今後の進め方について先にご説明をしたいと思いますので，資料が前後して恐縮ですが，資料 8 をご覧いただきたいと思っております。

8 月 25 日，本日ですけれども，今日は調査の概要，項目について前回の実施状況についてご説明をして，ご意見をいただきたいと思っております。なお，この場だけでは意見を出し切れないということもあろうかと思っておりますので，委員の皆様には 9 月 2 日までに今年度実施するアンケート調査などにおいて特に調べたほうがいいのではないかとという項目や，調査において留意をしたほうがいい事柄などについてご意見をいただければと思っております。

その後，委員の皆様からいただいたご意見などを参考に，10 月の初旬ごろまでに事務局案をつくりまして，次回，10 月の中旬ごろを予定しておりますが，3 回目の施策推進協議会で事務局案やヒアリング調査の概要，それから実施方法についてお諮りをいたしまして，ご意見をいただきたいと考えております。

そして，アンケート調査については 11 月から 12 月にかけて，ヒアリング調査につきましては 12 月から 1 月にかけて実施をしまして，それらの結果をまとめたものを 3 月の協議会でご報告するという流れで考えております。

それでは，前回の調査の概要についてご説明をいたしますので，資料 6 をご準備いただきたいと思っております。

これは，前回の調査の報告書の目次と概要を抜き出したものでございます。

表紙をめくっていただきまして，報告については各分類ごとにまとめておりますが，3 枚めくっていただいて，4 ページを開いていただきたいと思っております。

調査につきましては，アンケート調査と直接対面でヒアリングを行う聞き取り調査を行っております。対象につきましては，アンケート調査については 10 のカテゴリーに分けて，身体障害者本人の方，知的障害者本人の方，知的障害者の家族の方，心身障害児のご家族の方，通院をしている精神障害者本人，入院をしてい

る精神障害者本人，それから精神障害者のご家族，難病患者の本人，発達障害（児）者のご家族，それから無作為に選んだ市民，合計約 6,700 名の方にアンケート票をお送りいたしました。それから，聞き取り調査につきましては身体障害者関係団体が 6 団体，知的障害者関係団体が 7 団体，精神障害者関係団体が 5 団体，難病患者家族関係団体が 6 団体，小児慢性疾患家族団体が 6 団体，地区・社会福祉協議会関係者が 6 団体の合計 36 団体を対象に実施したところでございます。

調査内容については，次のページにございますが，10 の項目について調査をしております。実際の調査票につきましては，本日参考資料 1 としてお渡しした非常に分厚い資料ですが，こちらを後ほどご覧いただければと思います。

資料 7，A 4 横の資料をお手元にご準備をいただきたいと思っております。

これは，それぞれの調査対象者ごとに調査の項目においてどういう質問をしているのかということ整理したものでございます。この資料の上の※の下の行に総質問数ということで数字がございますけれども，これは調査対象者ごとの質問の数でございます。

内容といたしましては，まず「基本的な属性」ということで，記入をした方，どこにお住まいなのか，年齢や性別，障害の状況，手帳は何をお持ちなのか，持っていない場合はどうして持っていないのか，障害を負ったのはいつかなどをお伺いしております。それぞれの障害の状況によって，質問項目が多少変わっております。

1 枚めくっていただきまして，2 つ目のカテゴリーとしては「住まいと暮らし」ということで，住居の状況ですとか，一緒に暮らしている方はどなたかいらっしゃるのか，地域の中ではどんなかわり方をしているのか，入院している方については退院後どうしたいですかということをお伺いしております。

それから，C，3 番目につきましては「所得状況」についてお伺いしております。

4 つ目のカテゴリーとしては，「日常生活」ということで，日中活動の場は今はどうしてありますか，これからどうしたいですかということとか，日常生活動作について 1 人でできるのか，介助の方はいらっしゃるのか，現在介助していただいている方が頼めなくなったらどうしますかといったこと，近所との交流，サービスの利用状況，卒業後の進路希望や在宅サービスの利用の状況などについてお伺いしております。

それから，5 つ目で「就労状況」についてお尋ねをしております。仕事をしていますかとか，どういった仕事の内容ですか，どのぐらいの時間していますか，収入の状況，仕事をする上での悩みや不満，必要な配慮など，仕事をしていない方については理由をお尋ねする設問を設けてございます。

それから，「社会参加」のところでは，外出に関する項目，それから社会参加の状況，社会参加をするために必要なことは何か，地域行事に参加している状況はあるのか，余暇活動についても項目を設けてお尋ねをしております。

それから，次は「健康，医療」ということで，訓練やリハビリの経験の有無，も

し受けているとしたらどこで受けたか、今後受けていたいですかといったことをお伺いしております。それから、現在の健康状態や、健康状態の進行状況、変化があるのかどうかといったこととか、医療機関への受診の状況、介助者がどなたか、医療機関に関して悩んでいることや困っていることをお伺いしております。

次は、「福祉サービス」に関することでございます。これについては、まず利用をしていますか、していませんかということとか、利用に際して不自由していることは何か、利用していないのであればその理由は何か、仙台市における障害福祉サービスの満足度といったこと、今後充実してほしい施策に対する希望などをお伺いしております。

それから、「相談機能」というところで、今相談する相手はいるか、サービスに関する情報の入手先、今不安に感じていることのほか、兄弟の状況をお伺いしたり、差別の経験をしたことがあるか、差別を受けたような状況があった場合に誰に相談をしているかといった項目を設けております。それから、災害への対応、防災への備えなどに関するものでございます。避難について 1 人でできるかや、できない理由は何か、地域の避難所の場所を知っているか、仙台市で進めている要援護者の情報登録制度のことを知っているか、災害時に助けてくれる方はいるか、地域の中で支援をしてくれる人はいるか、不安に感じていることは何か、災害で必要な対策は何かといった項目がございました。それから、家族会についてもここで設問を設けております。

次は、「福祉サービス」ということで、今後充実してほしいサービスは何かという項目を設けてございます。

あとは「自由記述」でございます。

最後の「障害理解」のところは、無作為に抽出した市民の方に対して、障害に関する理解や知識、交流などをお伺いしているものでございます。

以上が前回の調査項目の概要でございます。

資料 6 にお戻りいただいて、先ほどの説明から続いて 5 ページをご覧くださいと思います。

今ご説明したことはアンケートでの調査についてでございますが、基礎調査の中では団体の方とグループ面談のような形で聞き取りの調査もしております。内容としては、暮らしや生活基盤に関すること、地域社会における障害理解、社会参加に関すること、それから地域社会における施設の役割、行政との協働に関すること、団体の役割、子育てに関しての不安感といったことについてお尋ねをしているところでございます。

今年度実施します基礎調査につきましては、これまで行ってきた基礎調査の内容とある程度比較できるようにするために、基本的な質問については大幅な変更はしないほうがいいのかと感じているところではございますが、差別の項目は前から質問にはありましたが、例えば差別解消条例が新たにできたことについてお尋ねしたり、震災後初めての調査となりますので、防災に関する項目も盛り込んだり

と、さらに何かお尋ねするものはないか、何か新たに盛り込む必要があるかどうかということについて、これから検討していこうと考えております。そこで、ざっくりとしたところで結構ですので、こういうことを聞いたらいいいのではないかなというようなご意見をいただければと思います。

それから、参考資料 2 として 18 年度に実施したときの調査の概要を配布しておりますので、それも参考にご覧いただければと思います。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局より次第 4 の議事（3）仙台市障害者等保健福祉基礎調査の調査項目について説明がありました。このことに関しまして、皆様からご意見、ご質問などありましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、黒瀧委員、久保野委員の順番でよろしいでしょうか。

黒 瀧 委 員 みどり会の黒瀧と申します。

いつも困っていることは、ひきこもりの方の相談を地域包括の方からいただくのですが、地域にひきこもりの方がたくさんいると分かっているにもかかわらず、どういうふうに声をかけたらいいのかわからず、その方に声もかけられないことです。お宅にいらっしゃいますねと言うことはできません。また、精神障害がある方だったら「はあとぼーと」を紹介したり、ハンドブックを渡すこともできるのですが、地域においては面識もない方に渡すということではできません。非常に対応が難しいのですが、そのような方が増えております。ひきこもりの方に少しでも、相談支援の場はここにありますよ、事業所はここにありますよとお伝えできればと思っているのですが、対応の仕方を教えていただけないでしょうか。

会 長 では、事務局、お願いします。

事 務 局 支援課の小野です。

（小野課長）

今年の 1 月に各地区の民生委員さんをお願いをして、民生委員さんが地域の中で知り得る範囲でひきこもりの方の実態調査を実施しました。それで、全市で 558 人だったと思うのですが、仙台市の場合はひきこもり支援センターを設置していますので、まずはそこに相談をしてくださいということで、今回パンフレットもつくらせていただきました。パンフレットについては、民生委員さんにお配りしていますし、関係機関、区役所も含めてお配りしていますので、まずそれをご覧になっていただいて、そこにつながっていただくということと、あと時々市政だよりのほうにも載せているのですが地域相談会というのを実施しておりますので、なかなかご本人は来られない方が多いと思うので、ご家族の方が来られる場合が多いと思います。地域包括のほうからもそういう声もいただいておりますし、今後若い方だけで

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

なく中高年でひきこもりの期間が長くなった方に対してどういった対応をしていくのかというところも検討させていただいておりますので、喫緊に相談をしたいという場合は区役所で構いませんので、区役所に言っていただければそこから必要なところにつながりますので、まずはご相談していただければと思います。

黒 瀧 委 員

ありがとうございます。

とても親しくしている民生委員の方に、精神障害がある方の場合は一緒に行ってくれないかと頼まれたことが二、三度ありました。そのような対応はできますし、当事者には何とか家から出たい、どこかにつながりたいという気持ちがある方もいるようなのですが、家族が隠す場合があります。そうすると、関わることができなくなり、民生委員の方もなかなか関わるができなくなるという声を聴くのですが、そのような場合はどうしたらよいのでしょうか。

会 長

事務局、お願いします。

事 務 局
(小野課長)

かかわりを拒否された場合には訪問を強制できず、そこに無理やり介入するということは難しくなりますので、まずは情報共有をしていただいて、もし何かあった場合なり、何かきっかけや状況の変化があったようなときにすぐつながれるような体制だけはつくっておいていただければ、いざというときに相談できるのかなと思います。

黒 瀧 委 員

そういう方が結構周りにいらっしゃるのをお尋ねしました。ありがとうございました。

会 長

ありがとうございました。

次にお手を挙げられたのが久保野委員でしたので、よろしくお願いします。

久保野委員

東北大学の久保野でございます。

前回調査以降に考慮すべき事情がある場合にはという点に関しまして、精神障害者につきましては、関係の根拠法令である精神保健福祉法の改正があったと思います。その中で施設や入院の在り方について、医療機関から地域での生活へという点で大きく政策が変わっており法律も変わっていると思いますので、その観点からの見直しをお願いしたいと思います。簡単に申し上げますと、例えば医療保護入院については、退院のときに地域の相談支援事業者が、本人が希望すれば院内での会議に参加することができるようになった等の変化があるかと思っています。例えば、精神の入院の方についても福祉サービスの利用についてお尋ねすることが見直しの余地になるかもしれません。いずれにしても、法改正との関係での調査項目の検討が必要かと思っています。お願いします。

会 長 では、久保野委員の意見についてご検討をお願いします。
その他はございますか。諸橋委員，お願いします。

諸 橋 委 員 やまとみらい福祉会の諸橋です。前回 22 年の調査と比べて、障害者の活動が活発になった部分もありますし、過大化された部分もあるのではないかなと思います。「基本的な属性」の部分か、「社会参加」の部分で聞いてもらうといいと思うのですが、当事者活動や趣味のサークルなど、自分がどこに所属して、どこで生き生き活動しているのかということを知りたいと聞いていただくと、実際の日常生活のありようが分かってくるのではないかなと思いました。

会 長 大事なご指摘，ありがとうございます。
中村委員，お願いします。

中 村 委 員 グループゆうの中村です。
3項目お聞きします。

1つ目は、全ての調査項目に対して、それぞれの手帳を持ってらっしゃる方に聞かない部分があるのですが、聞く部分、聞かない部分をそれぞれ区別している理由を教えてください。

2つ目は、配布数についてです。配布数についてどのような基準を設定して決定したのかお尋ねしたいと思います。

最後に、アンケートの場合、現状を調査することが目的だと思いますが、現状をどのように改善していくかということもアンケートの目的ではないかなと思います。例えば成人の方に、成長段階での学齢期に困ったことは何だったかなど尋ねることも有用なのではないかなと思います。また、すみませんが、どんな年齢の方を対象に質問するか教えていただけませんか。

会 長 事務局，お願いします。

また、アンケートの対象は手帳をお持ちの方だけだったかどうかあわせて確認したいと思います。お願いします。

中 村 委 員 追加ですが、例えば経年変化の中で子どもに調査をしているとしたら、その子どもと子どもの家族が幼少期にどのようなサービスがあったら便利だったか、生きた道のりで要望が出てくると思います。その要望を改善していくことはおそらく効果的で、アンケートの一つの利用方法として有意義だと思います。ですから、そのような項目を入れてもらえればいいのではないかなと思いました。

会 長 ありがとうございました。それでは、事務局，お願いします。

事務局
(高橋課長)

今詳しい資料を持っていないんですけども、身体障害者だと手帳で抽出しているのだと思います。サービスの利用状況などこちらで持っているデータで、手帳で抽出する分もありますし、手帳がない方で把握しているものについてはそこから引っ張ってきているものもあると思いますけれども、そこを詳しく調べておきたいと思います。

年齢についても、例えば身体障害者手帳だと、そのまま抽出すると 67%は 65 歳以上ということになってしまって、高齢者施策についての調査になってしまうので、そこは意識して、若い年代も抽出できるように、ばらつきがないように抽出しているはずだと思いますが、なおそこも調べておきたいと思います。

それから、質問を障害種別によって聞いたり聞いていなかったりということについて、なぜそうしたかという議論の過程はわかりませんが、ただ質問を見ると障害の特性に応じて、例えば精神、病院に入院している方と地域で生活されている方だとやはりおのずと聞きたいところが変わってくるので、この障害種別には聞いているんだけどこっちは聞いていないみたいなことがあるのだと思います。

会長

中村委員、よろしいでしょうか。

事務局
(高橋課長)

調査についてのご要望については、中村委員からいただいたご意見も踏まえて検討したいと思います。

会長

中村委員、お願いします。

中村委員

ご回答いただいて、質問項目にばらつきがあるということは分かりました。ただ、アンケート調査の結果を出すときの報告として、把握したいことは障害特性別のアンケートではなく、目的を広げた場合に、項目をこちらで勝手に設定してしまうと、データとしては適切ではないのではないかと思います。従って、アンケートについては目的を達成するために聞く項目を意図的に設定しないで全部聞いたほうがいい項目が多くなるのではないかと思います。今度調査を実施するときにはそこも視野に入れて、検討する余地があるのではないかと思います。

会長

では、このことについては意見ということで、ご検討をよろしくお願いします。次に白江委員よりお願いします。その後は、桔梗委員からお願いします。

白江委員

難病相談支援センターの白江です。

まず要望としては、今回は難病に関しては大きく制度が変わっておりますので、その辺の対応をぜひお願いしたいと思っています。

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

また、団体の聞き取りの中では小児慢性疾患患者会から聞き取りをされておりますが、アンケート調査においてもご本人で答えられる方がたくさんいらっしゃるのので、対象を広げていただくことを考えていただきたいです。

最後に有効回収数、回答率が 50%という点をどう評価するかですが、私の経験からすると、低いのかなという印象を持ちました。その原因の一つは質問項目の多さで、例えば難病の場合は 75 と比較的多くなっています。ただ、ある程度集約できるような質問もあると思いますので、質問項目を減らすことも検討されていいのではないかと感じました。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それでは、桔梗委員よりお願いします。

桔 梗 委 員 株式会社ジョイヤの桔梗です。

先ほど課長からご説明いただいて、なるべく調査内容を変更しない形で実施できればというご意向はお聞きしましたが、聞き取り調査についても、18 年と 22 年の調査対象の団体の名称と、それらの団体に決定した経緯について教えてください。

また、アンケートの調査については今まで調査の対象とされてきた方に絞って継続して調査をしていくのか、今まで調査対象として配布されていなかった方にも調査をしていくのでしょうか。手帳をお持ちの方全員に調査票をお渡ししているわけではないと思いますが、配布方法についての検討を、この委員会で次回すべきではないかと感じています。

それから、同じようにヒアリングのことにに関して申し上げますと、18 年に関しては福祉工房がこの調査を請け負われていて、22 年はサーベイリサーチが請け負っているようですが、業務委託で真のヒアリングができるのか非常に懸念しております。まだまだ私自身も障害に対する理解が不十分でありますので、協議会の委員がヒアリングの現場に立ち会うことができれば最良だと思います。もし業務委託になった場合、単に作業としてヒアリングをされるのではなく、調査員に教育を施してからヒアリングをしていただくなどの対応が必要なのではないかと思っておりますので、そのご検討もお願いしたいと思っております。

会 長 ここで一度区切らせていただいて、まず事務局に一旦答えていただいて、また桔梗委員の質問とさせていただきますてもよろしいですか。では、事務局、お願いします。

事 務 局 企画課、高橋でございます。

(高橋課長) 対象者については、今のところ前にやった人にまた調査票を送るのではなく、同一のカテゴリーのなかで無作為抽出したいと考えております。ですので、ひょっとしたら前に答えてくださった方が当たるかもしれませんし、そうではない場合もあるかと思えます。

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

それから、ヒアリングにつきましては、今回は委託契約に含めて実施しているのですが、まだ決めてはおりませんが、私としては委員の皆さんにもご参加いただいて、生の声を聞くような場にしていきたいと考えているところでございます。

会 長 前半の答えはこれでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）また質問の継続をお願いします。

桔梗委員 先ほど提案としてお話しさせていただきましたが、前回、前々回のヒアリング対象の団体についてオープンにさせていただいて、情報提供をいただければと思います。また、今課長のお話を聞いて、ヒアリングについては委員参加で生の声を聞くことについて、画期的で嬉しく思います。アンケートの対象者についても、無作為抽出することを考えていらっしゃるということをお聞きして安堵しています。

会 長 それでは、事務局、お願いします。

事務局
(高橋課長) 前回の団体については、資料がありますが、36 団体とご紹介するのは大変ですので、どういうところに聞いたかとか、こういうところに聞きたいと考えているということ、次回お示しできたらと思います。

会 長 そのほか、委員の皆様、いかがでしょうか。では、目黒委員、中村委員の順番でいいですか。お願いします。

目黒委員 宮城県自閉症協会の目黒です。

調査項目一覧を見て、精神の家族は生活について意見を余り聞いてもらえないのだなと思いました。兄弟がいるなどについて、精神の家族にもう少し聞いてもいいのではと思いました。以上です。

会 長 目黒委員の全体的な意見については、中村委員の質問・意見をいただいた上で事務局からあわせてコメントいただきます。お願いします。

中村委員 アンケートはおそらく各自治体に課せられていることだと思いますが、当事者や家族の意見をよく聞いて次の施策をつくったかと問われることになると思います。福祉事業所についても同様ですが、アンケート項目の結果が出てきて、本当にこれは必要だと思うものを次にどう施策に生かしていくかということが、アンケートに苦労して参加してくれる人へのお返しになると思います。ですから、多々いろいろなことを施策に反映させていらっしゃると思うのですが、具体的にこの結果に対してはこう対応したとお示しできるようなデータがあればとてもいいなと思いました。アンケート結果を全施策に生かしていますと総括するのではなく、前年度アン

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

ケートでこのような意見をもらったので、このように工夫しましたと、お示しできると素敵だなと思いますが、それは難しいでしょうか。

会 長 アンケート結果はそのように生かしているものですし、施策推進協議会でも議論いたしますが、今のお二人のご質問と心配に関して、事務局から何かコメントはありますか。

事務局
(村上部長) 中村委員からお話いただいたのは、アンケートをするときにいわゆる一定の仮説を立てて、こういう答えが返ってくるだろうというアンケートのとり方と、全くノープランで、どんなふうにいるんだろうかというアンケートのとり方とか、確かにあるかと思います。実際、仮説を持ってアンケートをとると、それはそれでその仮説が違った結果に出た場合に施策になかなか反映できないという部分があります。また、アンケートをとった結果、こういった施策に反映しましたというのは幾つかあることはあるんですけども、どうしても福祉施策というのは中長期的な視点で見ていく必要がございますので、課題として認識した上で実際それが施策化されるのが3年後であるとか5年後であるとかという場合もあります。ただ目先、まずすぐにでもやらなければいけないという部分については予算化して、あるいは事業者の方たちと協力しながら対応していきたいということ、そしてそもそもこのアンケートをとること自体が、次期の計画策定のための基礎資料ということになりますので、計画を策定する際にアンケート結果も踏まえて皆さんでご議論いただいて、よりよい計画をつくっていただければと思っております。

会 長 よろしいでしょうか。

まず計画をつくる際には、もちろんアンケートの結果は踏まえますが、計画が実際に施策になるのはすぐではありません。ただ、アンケート結果を計画にきちんと落としおくことが、次の施策につながるという点が大事なところだと思います。

それでは、私も確認ですが、2013年障害者基本法の改正で知的障害がない発達障害の方も対象になっています。そこでこのアンケート調査の対象者に発達障害（児）者の本人を加えるべきかと思いますがいかがでしょうか。事務局、お願いします。

事務局
(高橋課長) 私も資料を見ながら、発達障害は家族しか聞いていなかったのだと思って、本人も聞く必要があるのだろうなと思いました。ただアンケートの対象者を抽出する方法について、手帳は療育手帳か精神の手帳を持っている方なのでしょうが、発達障害はそこからどうやって抽出したらいいのかなと思いました。それはアーチルとも相談しながら考えたいなと思います。また、少なくともヒアリングの対象としてご本人たちと意見交換やヒアリングをすること必要だと思っております。

会 長 ヒアリングは以前自分もしたので分かっているのですが、発達障害の方も、対象

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

者が把握できるのであれば、人数的に統計に足るものになるのかどうか分かりませんができる限りの調査は実施できればと思います。そもそも、発達障害（児）者の家族は把握できて、者は把握できないということ自体にちょっと矛盾をちょっと感じてしまいます。次に黒瀧委員，お願いします。

黒瀧委員 みどり会の黒瀧です。

資料 7 の家族会の項目に，家族会に参加しない理由を付け加えていただきたいです。よろしくをお願いします。

会 長 アンケート項目ができ上がったらまた協議会でも議論できると思います。また，協議会後に質問や意見を事務局に送ることもできることもしっかり活用できればと思います。そのほか委員の皆様何かありますでしょうか。松本委員，お願いします。

松本委員 仙台つるがや福祉会の松本です。

資料 6 の 4 ページ，対象者のところなのですが，④の心身障害児と，⑨の発達障害（児）者については，児童ですので 18 歳未満になるかと思うのですが，心身障害児と発達障害児をどのように区分けしてアンケートを配布されたのか教えていただきたいと思います。

会 長 事務局，確認をお願いします。

事務局 企画課，高橋でございます。

(高橋課長) これは今わかりませんので，あとで調べておきたいと思います。

会 長 では，大坂副会長からお願いします。

副会長 いろいろ皆さんからご意見出していただいたことは，とても重要なことだと思います。ただ，事務局にお願いしたいことがあります。昨年度に，障害者差別解消条例をつくり，法も施行された一方で，あのような事件が起きたりする中で，今回アンケートをする意味はニーズを調査することだけでなく，アンケートを通じていろいろな人にいろいろなことを知ってもらうということだと思います。先ほど白江委員がアンケートの回収率について尋ねたときに，事務局かどこからか「高い」という声が出ましたが，あれは非常に問題だと思います。あのような発言，回収率が高いと認識していること自体が問題です。今回調査をするのであればここから回収率が上がってなければ条例をつくった意味もありません。回収率が高くなって，地域住民や当事者，家族の人たちもこのようなことに積極的に参加しよう意識が変化することがとても重要なので，今回の調査では回収率を大切にしないといけないと思います。現在の回収率を 1%でも上げるような方策を考えていかなければい

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

けないので、そこはぜひよろしくお願ひしたいということ強くお願ひしておきたいと思ひます。

会 長 とても大事なお指摘、ありがとうございました。
では、委員の皆様からご意見や確認はございますか。それでは市川委員、お願ひします。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。
資料 8 について、意見の募集期間が 8 月 26 日から 9 月 2 日となっておりますが、非常に膨大な資料を読み取りながら意見を出すことは、この期間ではちょっと難しいと思ひます。意見の募集期間については、もう少し幅を持たせることはできるのでしょうか。

会 長 これに関しては事務局、いかがでしょうか。

事務局
(高橋課長) 1 週間延ばして、9 月 9 日までというのではいかがでしょうか。

市川委員 (マイクなし)

事務局
(高橋課長) 一応 9 月 9 日をめどにお送りいただければというふうに思ひます。

会 長 ありがとうございます。
そのほか、委員の皆様から確認や、質問はございますか。中村委員、よろしくお願ひします。

中村委員 発達障害者の人にアンケート調査を実施するにあたって、どのように抽出するか、聞き取りをするかお話がありました。例えば事業所単位で質問項目の説明を丁寧にしながら、ご本人に書き込んでいただければ分かりやすいかなと思ひます。事業所単位で「社会施策に意見を言う」というプログラムを作って、検討するという形にすればとてもよいと思ひます。もしそのようなアンケートの調査でも可能であれば、ご検討いただければと思ひます。

会 長 ありがとうございます。
ただいまの中村委員のご指摘は、事業所のプログラムの中でアンケートの質問項目に答えてもらうという内容でよろしかったですか。

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

中 村 委 員 例えばアンケートへの回答を社会参加としてプログラム化して、自分でやりたい人、説明が必要な人を分けてプログラムとして実施します。1 項目の質問はみんなで読み、聞かれていることが分からなければ職員から項目の説明をする。誘導型にならないように、基本的には回答は自分でしていただきます。質問の内容が正しく通じるように解説することは、1 対 1 では非常に時間がかかって、事業所への負担になりますので、事業所プログラムとしてやることを検討するのもいいのではないかと思います。

会 長 ありがとうございます。アンケートへの回答方法の一つとして提案をいただきました。それから、視覚障害の方へのアンケートについて、事務局よりお願いします。

事 務 局 これもすみません、勉強不足で申し訳ないのですが、あとで確認をしておきたい
(高橋課長) と思います。

会 長 今私が質問しましたが、例えば支援者がアンケートを読んで確認して実施している事実は知っています。点字は実施できなかったけれど、代替りの方法を実際はされていたことを知っていながら確認しました。ありがとうございます。
はい、お願いします。

事 務 局 何人かの委員の皆さんからいわゆる抽出の仕方をどうするのかという話がありましたけれども、次回の協議会のときに抽出の仕方などをお示しさせていただきたい
(村上部長) と思います。

また、今阿部会長からお話ありましたけれども、身体障害者の抽出の中でもそれぞれ一括りではなくて幾つかの障害種別がありますので、その中からこの比率で抽出をかけるなどのやり方をやっていたかと思いますので、抽出の仕方についてご協議の資料を提供して、ご議論いただければと思っております。

会 長 ありがとうございます。ということは、事務局から提案して、またそのときに皆さんで議論しましょうということで、大事なことですよね。ありがとうございます。
ところで、この議事の（3）について皆さんから確認とか、よろしいでしょうか。9 月 9 日まで、これは後から説明いただきますけれどもファクシミリでお返しするのか、いろいろな方法があるのかも後からお願いします。
ということで、議事の（3）については区切りをつけてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

（5）その他

会 長 では、5 番目にその他とあります。その他について、皆さんから何かございますか。白江委員、お願いします。

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

白江委員 差別解消条例が施行されて以降、相談事例が集まりつつあるかと思しますので、次回の協議会にでもその時点での状況を教えていただければと思います。これは要望です。

会長 大事な視点だと思います。
その他はよろしいでしょうか。市川委員，お願いします。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。
平成 28 年度の計画は既に決まっているとは思いますが、先ほどの相模原の事件を受けて、計画に防犯の施策などを加えることは想定されているのか、別に方法を考えているのか、現時点の方向性を教えていただければと思います。

会長 事務局，お願いします。

事務局（小野課長） 新聞にも一部載っていたかと思うのですが、一つは施設のほうの防犯体制，対応力の強化というところがあると思いますので，ここについては施設の実態も踏まえて，一度報告をいただいております。実は本日，その施設の方に集まっていたいて，意見交換，情報共有をやってまいりました。一方で，国のほうでは，これも新聞報道ですが，今年度の補正対応でも検討していきたいということなので，今後臨時議会も開かれて，予算の審議がされると思うのですが，それに向けてこちらのほうも準備をしております。

それからもう一つは，措置入院の退院後のケア，フォローのあり方というところも今国の検証・検討チームの中で検討されておりますので，こちらについても今後検討してまいりたいと思っております。大きくは今のところ 2 点を考えております。

会長 ありがとうございます。
そのほか，委員の皆様から 5 のその他について何かございますか。目黒委員，お願いします。

目黒委員 宮城県自閉症協会の目黒です。
私たちの協会では通信を出してまして，それに今度相模原の事件について当事者の意見を載せる予定です。仙台市でもせつかくアンケートを実施しますので，事件についての当事者の意見を集めてみることもいいのではないかと思います。様々な立場からコメントが出されていますが，当事者の意見がないことが寂しく，あつて当然だと思うのですが，いかがでしょうか。

会長 すみませんが目黒委員の意見は，今回の調査の中の項目に入れたいというご趣旨

でしょうか。

目黒委員 はい。

会長 それではご意見として、この点について他の委員の皆様はいかがでしょうか。また、事務局にもお尋ねしますが、入れるとすればどのような入れ方をするのででしょうか。この問題は、どのように本人に問うかによって本人の心配をかえって大きくすることもありえるため、本件については委員の皆様としっかり検討させていただいてもよろしいでしょうか。事務局、ただいまの目黒委員の提案について何かございますか。

事務局 (高橋課長) 聞いてみたいという気持ちもあると思いますが、この問題はとても難しいと思います。障害者の命の問題、施設の防犯の問題もありますが、今回は措置入院制度のことも議論の1つになっていて、措置入院の制度自体、人権を抑制するようなものなので、それを理解した上でご意見を出していただけるのかどうか。おそらく精神障害のある方にとっては自分が危険に犯される不安もあると思いますが、一方で偏見の目で見られるのではないかといったような心配を非常にされていると思いますので、聞き方がとても難しいと思います。障害のある人同士を分断するような方向に行ったらとても嫌だなというような気もして、もし意見を伺うのであればアンケートという形がいいのかどうかということも分かりません。丁寧に説明をしながらとか、いろいろな配慮をしながら聞かないと、一部のマスコミの報道偏ったような意見が出てきたりとか、ある一定の人を攻撃するようなほうに流れてしまったりとか、いろいろなことが想定されるので、ちょっとどうなのかなと。私はとても難しいなと思っています。

会長 では、黒瀧委員、久保野委員、手が上がった順番にお願いします。

黒瀧委員 みどり会の黒瀧です。

今の意見についてですが、事件に関してマスコミ、メディアで報道されるとき、家族会からはああいう報道をされては困るという意見が上がります。できるだけ言葉を選んで報道してほしいと思います。心理的に難しい方もいらっしゃるの、それらの方の状況を考慮していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

会長 ありがとうございます。
次に久保野委員、お願いします。

久保野委員 東北大学の久保野です。

慎重に考えるべき難しい問題だということに賛成です。精神障害が原因ないし重

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

要な要素となっているかどうかはまだ正確にはわかっていない段階だと思います。そういう意味でも協議会のような場ではやはり話の仕方とか取り上げ方とか、まして今後の扱い方という意味でも、まだわかっていない状況が多いため、注意すべきだと思います。

会 長 ありがとうございます。
そのほかはございますか。中嶋委員，お願いします。

中嶋委員 仙台市障害者スポーツ協会の中嶋です。
障害のある父母を持った子どもたちに対する影響も考えるべきだと思います。やはり相模原の事件でいろいろなコメントが出されておりますが，障害のある父母を持っている子どもたちへの心理的な配慮も非常に必要ではないかと思ひます。

会 長 以上のようなご意見を踏まえて，検討していくということによろしいでしょうか。ありがとうございます。
では，5番のその他について，委員の皆様からはよろしいでしょうか。
これで議事は終了させていただいてよろしいでしょうか。
では，マイクは事務局にお戻しします。お願いします。

(6) 閉 会

事務局 阿部会長，議事進行どうもありがとうございました。

(小幡係長) 最後に，事務的なご連絡を申し上げたいと思ひます。

議事の3点目にお諮りいたしました障害者保健福祉基礎調査のアンケートの調査項目についてのご意見など，本日の議事に関しまして追加のご意見等がございましたら，9月9日までにファクスやメールで事務局宛てにご送付いただきますようお願いいたします。ご意見票という様式がございますが，こちらをファクスでお送りいただいても構いませんし，担当者のEメールアドレスにメールでお送りいただいても構いません。何とぞよろしくご協力お願いしたいと思ひます。

本日の議事録につきましては，事務局にて案を作成の上，委員の皆様にお送りいたします。これに加除修正をしていただきまして，ご返送いただければと考えております。これに基づきまして，事務局が修正作業を行ひまして，議事録として決定させていただきます。

それでは，以上をもちまして平成28年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）を終了させていただきます。

本日はお忙しい中，長時間にわたってのご審議，ありがとうございました。

署名人 松本 和美 